**平成２３年（フ）第８６０２号**
千葉県松戸市六実４丁目14―９―203
破産者　亀山　洋子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８６９７号**
東京都杉並区下井草３丁目34―８
破産者　大木　逸生
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８６９８号**
東京都杉並区下井草３丁目34―８
破産者　大木　伸子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８７３１号**
埼玉県深谷市西島24―22
破産者　富井　尋子（旧姓石原）
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８７３２号**
東京都江戸川区船堀６丁目１―26―101
破産者　岡田　一夫
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８７４１号**
埼玉県さいたま市浦和区瀬ケ崎２丁目10―３―201
破産者　加良谷龍也
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８７５８号**
東京都江戸川区江戸川３丁目31―３―303
破産者　並木　敏晴
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８７６０号**
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23　神代公団住宅41号館201号室
破産者　丸山惠美子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８７６２号**
埼玉県戸田市氷川町１丁目８―14　アーク・アムール六番館205号室
破産者　影山　幸和
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８８２７号**
埼玉県さいたま市南区鹿手袋７丁目１―14―303
破産者　木村　利勝
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８８２８号**
埼玉県さいたま市南区鹿手袋７丁目１―14―303
破産者　木村恵美子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８８６３号**
東京都江東区新砂３丁目２―４―217、開始決定時の住所東京都板橋区大山町22―２―801
破産者　伊東　　浩（開始決定時の姓徳田）
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８９０７号**
東京都世田谷区玉堤２丁目８―６　東京園荘３号棟202
破産者　上田　節子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８９２０号**
埼玉県戸田市新曽南２丁目１―15―105
破産者　小林　洋子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８９２１号**
埼玉県戸田市新曽南２丁目１―15―105
破産者　小林　利道
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８９３１号**
東京都大田区羽田５丁目６―21―206
破産者　齋藤　和明
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９０２０号**
東京都品川区荏原４丁目１―14―103
破産者　金澤　良吉
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９１４５号**
東京都足立区南花畑３丁目６―12―103
破産者　関根　隆志
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９１６１号**
埼玉県坂戸市伊豆の山町10　13―202
破産者　内山　紀之
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９２２６号**
東京都足立区梅田７丁目５―８―301
破産者　中田　　勇
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部